

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第21条 省略 (三田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第22条 三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三田市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第21条 省略 (三田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第22条 三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三田市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>